

様式第1号（第5条関係）



令和 3 年 4 月 1 日

笠岡市長 殿

所 在 地 笠岡市大井南 2 2 - 1

協 議 会 名 大井南まちづくり協議会

協 議 会 長 名 会長 大嶋 元義

令和 3 年度笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）交付申請書

笠岡市魅力あるまちづくり交付金の交付を受けたいので、笠岡市魅力あるまちづくり交付金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 1,412,000 円

【添付書類】

- (1) 笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）活動計画書（様式第2号）
- (2) 笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）収支予算書（様式第3号）
- (3) 事務所借上げに係る賃貸借契約書の写し又はこれに類する書類
- (4) まちづくり協議会の規約及び役員名簿
- (5) その他参考となる書類

様式第2号（第5条関係）

令和 3 年度笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）活動計画書

協議会名 大井南まちづくり協議会

実施期間	令和 3 年4月1日から 令和 4 年3月31日まで		
会議の開催予定	会議の種類	開催予定	
	理事会	毎月第1土曜日（年間12回）	
	役員会	毎月第2土曜日（年間12回）	
	MGK会議・花壇会議	MGK会議その都度（6回/年予定）、花壇会議その都度（2回/年予定）	
	その他必要会議	各イベント前の会議、その他会議その都度	
活動費の活動予定	活動名	目的、活動実施により期待される効果	実施内容
	環境美化活動	【目的】・町内環境を美化することにより、住みよいまちづくりを目指す。 【効果】今まで町内の清掃活動で出来なかった場所が綺麗になり町民から喜ばれる。MGKメンバー同士のコミュニケーションが図れる。	MGKプロジェクト ・町内周回斜面・公園の草刈、 ・樹木剪定・灌木材の伐採 ・樹木の植樹 ・給食センター、仮設グラウンド斜面等請負作業
	高齢者協賛	【目的】まちづくりと協賛することにより、高齢者集会の内容の充実が図られる。 【効果】各サロン活動を行う事により、頭の活性化になり認知症等の防止になる。百歳体操等行う事により、健康の向上が図られる。	大井南まちづくり協議会協賛高齢者集会 ・民生委員主催各サロン活動協賛（ハイランドサロン、ミニサロン、Dサロン） ・長寿会主催の活動協賛（百歳体操、ベタンク）
	安全安心活動	【目的】安全、安心なまちづくりを目指す 【効果】・災害発生が起きても、町内で事前対応が取れるようになる。住民同士の助け合いの意識が生まれる。	・防犯安全対策 防犯カメラ設置 ・災害発生時の資機材の整備 ・防災訓練で非常食の試食 ・炊き出しの実施 ・子供見回り活動
	広報活動	【目的】・「まちづくり広報」発行等により、まちづくり活動の内容紹介 ・まちづくりアンケートで、住民の生の声が聞け、活動の幅が広がる。 【効果】まちづくり活動の認識UPにつながる。今後のまちづくり活動の指針が図れる。	・広報紙等の発行。 ・まちづくり活動内容展示（ハイランドホールロビー） ・まちづくりアンケート調査 ・市まちづくりに広報誌発行
	子供健全育成・地域文化の継承	【目的】・子どもの健全な育成や、故郷意識の醸成に役立つ。 【効果】町内子供同士の学年や年代を超えたコミュニケーションが図れる。	・秋祭り子どもみこし協賛（振る舞い等）（ポスター制作）
	子ども行事活動	【目的】各ブロック子供行事で、高学年から低学年まで子供同士の親睦。 【効果】子供同士ゲームを行ったり、何かを作成することで子供の思い出づくりとなる。	・各ブロック合同で、冬にイベント（各種ゲーム等）行う
		【目的】 【効果】	

※ 会議の開催予定及び活動費の開催予定の区分欄は、適宜変更して使用すること。

〔運営交付金〕

様式第3号（第5条関係）

令和 3 年度笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）収支予算書

協議会名 大井南まちづくり協議会

【収入の部】

（単位：円）

費 目	金 額	摘 要
市交付金	1,412,000	/
その他収入	0	
計	1,412,000	/

【支出の部】

（単位：円）

費 目	金 額	摘 要
人件費	0	
賃借料	240,000	大井ハイランド内事務所使用料20,000円*12か月 /
光熱水費	100,000	水道代、電気代等大井ハイランド町内会と100,000円/年契約 /
運営費	306,000	/
消耗品費	30,000	別添「【運営費】積算資料」のとおり
食糧費	45,000	//
印刷製本費	55,000	//
修繕料	47,000	//
通信運搬費	0	//
手数料	0	//
使用料及び賃借料	60,000	//
備品購入	69,000	//
	0	//
活動費	766,000	
環境美化活動	407,000	/ 別添「【活動費】積算資料①」のとおり
高齢者協賛	119,000	/ 別添「【活動費】積算資料②」のとおり
安全安心活動	40,000	/ 別添「【活動費】積算資料③」のとおり
広報活動	30,000	/ 別添「【活動費】積算資料④」のとおり
子供健全育成・地域文化の継承	120,000	/ 別添「【活動費】積算資料⑤」のとおり
子ども行事活動	50,000	/ 別添「【活動費】積算資料⑥」のとおり
	0	別添「【活動費】積算資料⑦」のとおり
計	1,412,000	/

※ 収入及び支出の区分欄は、適宜変更して使用すること。

運営費積算

計 306,000 円

消耗品費

内 容	金 額	積 算
事務用品	30,000	事務用品 (USB、インク、ノート、ファイル、文房具、デブラテープ等) /
計	30,000	

食糧費

内 容	金 額	積 算
飲料費	45,000	まちづくり会議・高齢者活動 100円*15人*10回、MGK活動飲料100円*20人*15回
計	45,000	

印刷製本費

内 容	金 額	積 算
大井公民館カレンダー	55,000	大井南まちづくり負担金55,000円
計	55,000	

修繕料

内 容	金 額	積 算
草刈り機等修理代	20,000	5,000円*4回
チェーンソーメンテナンス	27,000	チェーン目立て、オイル、予備チェーン
計	47,000	

通信運搬費

内 容	金 額	積 算
計	0	

手数料

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
まちづくり活動軽トラ使用料	60,000	M G K活動+その他の活動4,000円*15回
計	60,000	

備品購入

内 容	金 額	積 算
冷蔵庫	69,000	見積書あり
計	69,000	

0.

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

環境美化活動

407,000

EL

[illegible][illegible][illegible]

役務費

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
計	0	

備品購入費

内 容	金 額	積 算
草刈り機	84,000	42,000円*2台
枝切り用具	111,000	枝打ち鋸6.3m21,000*3個、造林鋸半曲10,000円*3個、太丸 1m 6,000円*3個
計	195,000	

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

高齡者協賛

119,000

1E

内 容	金 額	積 算
計	0	

[illegible][illegible]

役務費

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
計	0	

備品購入費

内 容	金 額	積 算
ベタンク用品	90,000	ベタンク用具84,000円スコアード等6,000円
計	90,000	

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

安全安心活動

40,000

此

[illegible]

内 容	金 額	積 算
計	0	

[illegible]

役務費

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
計	0	

備品購入費

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

広報活動

30,000

月

[illegible]

內 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
広報作成	30,000	インク代等30,000円
計	30,000	

役務費

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
計	0	

備品購入費

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

活動名 子供健全育成・地域文化の継承

事業費計 120,000 円

報償費

内 容	金 額	積 算
計	0	

旅費

内 容	金 額	積 算
計	0	

需用費

内 容	金 額	積 算
秋祭り振舞の費用	30,000	食材30,000円（別紙あり）
秋祭り参加品（子供）	30,000	300円×100人
秋祭りポスター関連費用	60,000	ポスター用関係（画用紙200枚3,000円、ラミネートフィルム200枚5,000円、軍手2,000円、コンパネ10枚10,000円、針金1,000円、シート4,000円、参加賞35,000円）
計	120,000	

役務費

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
計	0	

備品購入費

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

子ども行事活動

50,000

此

[illegible]

內 容	金 額	積 算
計	0	

[illegible]

役務費

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
計	0	

備品購入費

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

建物賃貸契約書

賃貸人(以下甲) 大井ハイランドホール町内会 副会長 渡辺一郎 と
賃借人(以下乙) 大井南まちづくり協議会 会長 大嶋 元義 との間に、次のとおり建物賃貸契約を締結した。

(目的物件)

第1条 甲はその所有する次に表示の建物の一都を乙に賃貸し、乙はこれを賃借することを約した。

建物所在 笠岡市大井南22-1

種類 一般建物

構造 鉄筋平屋建

床面積 約10.0坪

(期間)

第2条 賃貸借の期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの1年間とします。

ただし、甲乙の双方どちらかの申し出がない限り、本契約は自動更新するものとします。

(賃料)

第3条 賃料は、1カ月金20,000円とし、毎月末日までに翌月の1か月分を甲の住所に持参して支払うものとします。

(使用目的)

第4条 乙は、建物を事務所として使用する。

(禁止事項)

第5条 乙は、建物の改造等一切の工作は行わないものとします。

(契約解除)

第6条 乙が賃料の支払いを怠るなど、甲と乙との信頼関係を著しく害すると認められたときは契約を解除するものとします。

(費用負担)

第7条 甲は建物に関する公租公課の負担、電気、水道等の使用料を負担します。

以上のとおり契約が成立しましたので、本契約書2通を作成し、各自押印の上各1通を所持します。

平成24年4月1日

甲)賃貸人 住所 笠岡市大井南22-1

氏名 大井ハイランドホール町内会 副会長 渡辺 一郎



乙)賃借人 住所 笠岡市大井南22-1

氏名 大井南まちづくり協議会 会長 大嶋 元義



大井南まちづくり協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、大井南まちづくり協議会という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を大井南大井ハイランドホール内に置く。

(目的)

第3条 本会は、大井南地区の住民と笠岡市が力を合わせて、信頼の輪で結ばれた対等な関係で、

それぞれの役割を果たしながら共通の目的に連携、協力して取り組む自治活動を目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行なう。

- (1) 地域の課題解決に関する事業
- (2) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(構成)

第5条 本会は、大井南地区に居住する住民および各種団体で構成する。

(種別及び定数)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 9人
- (2) 運営委員 48人
- (3) 監事 2人

2 理事のうち、1人を会長、2人を副会長とする。

(選任)

第7条 役員は、地域の各種団体から選出する。

- 2 理事及び監事は運営委員の中から選出する。
- 3 会長及び副会長は、役員の中から選出する。

(職務)

第8条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は理事会に出席し、この規約の定め及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 4 運営委員は運営委員会に出席し、地域の課題などを協議するほか、実践活動の中心的役割を担う。
- 5 監事は、本会の会計監査を行なう。

(任期等)

第9条 役員の任期は、2年とする。再任については最大3期を原則とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後

最初の総会が終結するまでその任期を伸張する。

- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第10条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。

(職員)

第11条 本会には、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、会長が任免する。

(種別)

第12条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

(構成)

第13条 総会は、第6条の役員をもって構成する

(機能)

第14条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 事業計画及び収支予算ならびにその変更
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (5) 事務局の組織及び運営
- (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第15条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め召集の請求をしたとき。
- (2) 役員の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面でもって召集の請求があったとき。

(召集)

第16条 総会は、会長が招集する。

(議長)

第17条 総会の議長は、その総会において出席した役員の中から選出する。

(定足数)

第18条 総会は、役員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第19条 総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第20条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 目的及び場所
- (2) 役員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

(事業計画及び予算)

第21条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(部会)

第22条 総会及び理事会で決定された方針に基づいた施策を実施するため、必要に応じて協議会内に部会を設置することができる。

(事業年度)

第23条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附則

- 1 この規約は、平成 23 年 4 月 17 日から施行する。